

ご意見への回答

令和4年2月9日
図書館長

【件名】

貸出延長期間終了後の、再利用までの取り置き期間について

【ご意見】

令和4年1月27日 福島市

図書を再度利用したいとき、予約者がいないのに7日間置かなければならないという規則は納得がいかない。見直す必要があると考える。どのように検討したのか回答願いたい。

【回答】

ご意見をいただきありがとうございます。

当館は県立の図書館として、個人利用者の皆様だけではなく、県内の図書館や公民館、高等学校からの借用依頼にも応えています。また、基本的に複本を持たず、同じ資料は1冊しかないことや、当館のみが所蔵する資料も他館に比べて多いことから、延長は貸出期間内に1度のみとしています。さらに利用される場合は新たな貸出とし、予約者がいない場合でも、次のご利用までに一定の期間を空けていただくことで、多くの皆様に利用機会があるよう工夫をしています。

ご理解とご協力をお願いいたします。

今後も、当館をご利用くださいますようお願いいたします。

(資料情報サービス部長 電話 024-535-3218)